

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十六条第二項第一号中「又は都市ガス」を「、都市ガス又は液化石油ガス」に改める。

第七十七条を次のように改める。

（落札者の決定の失効等）

第七十七条 管理者又はその委任を受けた者は、落札者を決定した場合において、当該決定を落札者に通知した後、落札者に対して、締結する契約の内容を記載した書面を速やかに送付しなければならない。

2 前項の書面が落札者に到達した日から五日（その期間中に埼玉県の休日がある場合）（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日がある場合においては、当該休日を除く。）以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、前項の決定は効力を失う。

第八十五条第一項第二号中「三万円」を「十万円」に改める。

第九十二条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の二第一項」に改める。

第九十三条第一項中「第二百四十三条の二第一項各号」を「第二百四十三条の二の二第一項各号」に改める。

別表第一中

「

賃金

臨時職員及び人夫の賃金等

」

を削る。

別表第五中

「

賃金

○

◎

」

を削る。

別表第六中

金

表決定のとき。

表しようとする額

を削る。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。